

郡山市復興推進計画

平成 31 年 1 月 15 日
福島県郡山市

1. 計画の区域 郡山市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、企業の生産施設・設備の損壊やサプライチェーンの寸断、電力供給の制約等による生産活動の停滞を余儀なくされ、加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染やそれに伴う風評被害は、本市のあらゆる産業に深刻な影響を及ぼしている。

また、経済産業省の工業統計調査によれば、製造品出荷額等は平成 22 年時において 8,291 億円であったのに対し、平成 28 年時においては 7,111 億円まで減少している。

こうした中、本市経済の復興を図るため、中核的産業を担う立地企業の設備投資を支援することにより、本市経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために、本市の中核的産業である窯業・土石製品製造業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別な措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する日東グラスファイバー工業株式会社（以下「対象事業者」という。）に対し、本市富久山町において、高速移動通信関連機器に利用される高機能グラスファイバーに係る機械設備の増設を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の窯業・土石製品製造業は、平成 28 年工業統計調査における製造業の製造品出荷額等で第 6 位、従業者数で第 7 位を占めており中核的産業である。

本事業は高速移動通信の新規格化（5G）に求められている高機能ガラスファイバーの需要の高まりに対応し、同製品の製造ラインを増設することを目的としている。高速移動通信の新規格化（5G）に向けては従来の技術の他いくつかの特性が求められており、本事業はその対応に向けて早期に独自機能を付加した成型機の導入を図ることから産業全体の発展に寄与するほか、地域企業との取引の活性化及び20人の新規雇用も期待されている。

したがって、本事業は本計画の目標に定めた、「中核的産業を担う立地企業の設備投資を支援することにより、本市経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社東邦銀行、株式会社三井住友銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者のグループ企業である日東紡績株式会社は1898年、その前身である郡山絹糸紡績株式会社として本市で操業開始（1923年商号を現在の日東紡績株式会社に変更）した老舗企業であり、対象事業者もまた30年以上の歴史を有し、本市の窯業・土石製品製造業を代表する企業の一つであり、グループ全体で本市産業のけん引役として重要な役割を果たしている。

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、基幹産業である窯業・土石製品製造業の発展が見込まれるほか、世界的に新規格化が進んでいる高速移動通信にとって重要な役割を果たすことが期待されている。

これらの効果は、郡山市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、郡山市、福島県、株式会社東邦銀行、株式会社三井住友銀行及び対象事業者を構成員とする郡山市産業復興推進協議会（地域協議会）において、法第4

条第6項に基づく協議を行った。